# 第5章 計画の推進

#### 1 計画の周知

地域福祉を推進するためには、その担い手となる市民をはじめ、社会福祉協議会などの関係機関や事業者、市が、その方向性について共通の理解や認識を持つことが大切です。そのため市の広報紙、ホームページの活用や、その他さまざまな機会を通して本計画の周知に努めます。

### 2 庁内・関係機関との連携

本計画は、福祉分野の計画における上位計画として策定したことから、庁内関係部署や関係機関の役割を明確にして取組むことが重要です。庁内関係部署や関係機関の共通理解のもと、連携を一層強化し円滑な計画の推進を図ります。

### 3 計画の進行管理

各施策の進行管理を定期的に行い、計画の進捗や改善点などを把握し、必要に応じて事業 の見直しを実施するとともに、市ホームページなどを活用し広く市民に公表していきます。

## 4 吉川市地域福祉計画推進協議会の設置

本計画の円滑かつ確実な推進のため、市民や団体、関係機関の代表者などで構成する「吉川市地域福祉計画推進協議会」を設置し、各施策の実施状況を把握・分析・評価するととも に、実効性のある施策の実現に向けた提言などを行います。

